

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月29日
【会社名】	三井造船株式会社
【英訳名】	Mitsui Engineering & Shipbuilding Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 孝雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地五丁目 6番 4号
【電話番号】	03(3544)3142
【事務連絡者氏名】	人事総務部長 大谷 英才
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地五丁目 6番 4号
【電話番号】	03(3544)3142
【事務連絡者氏名】	人事総務部長 大谷 英才
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成29年6月28日開催の当社第114回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金3円

第2号議案 株式併合の件

平成29年10月1日を効力発生日として、当社の普通株式について、10株を1株に併合する。

第3号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制への移行のため、第4号議案「定款一部変更の件」の承認可決及び本件分割（以下に定義する。）の効力発生を条件として、平成30年4月1日（予定）をもって、当社100%子会社である3社（MES船舶・艦艇事業分割準備株式会社、MES機械・システム事業分割準備株式会社及びMESエンジニアリング事業分割準備株式会社（以下、「各承継会社」という。））に対し、当社の船舶・艦艇事業、機械・システム事業及びエンジニアリング事業を承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行うため、平成29年5月22日付で各承継会社との間で締結した吸収分割契約を承認する。

第4号議案 定款一部変更の件

持株会社体制への移行に伴い、商号及び事業目的を変更するため、現行定款の第1条（商号）及び第2条（目的）を変更し、併せて、本件分割の効力発生日である平成30年4月1日に効力が発生する旨の附則を設ける。

第5号議案 取締役10名選任の件

取締役として、田中孝雄、山本隆樹、蓑田慎介、西畑 彰、仁保信介、古賀哲郎、岡 良一、塩見裕一、徳久 徹及び田中稔一を選任する。

第6号議案 監査役1名選任の件

監査役として、樋口浩毅を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	567,287	17,427	499	（注）1	可決（94.92%）
第2号議案	581,627	3,092	499	（注）2	可決（97.32%）
第3号議案	582,337	2,382	499	（注）2	可決（97.43%）
第4号議案	582,710	2,009	499	（注）2	可決（97.50%）
第5号議案				（注）3	
田中孝雄	508,789	75,923	499		可決（85.13%）
山本隆樹	509,335	75,378	499		可決（85.22%）
蓑田慎介	509,956	74,757	499		可決（85.32%）
西畑 彰	509,976	74,737	499		可決（85.33%）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
仁保信介	558,584	26,129	499		可決（93.46％）
古賀哲郎	552,453	32,258	499		可決（92.44％）
岡 良一	552,522	32,189	499		可決（92.45％）
塩見裕一	558,579	26,134	499		可決（93.46％）
徳久 徹	527,794	56,920	499		可決（88.31％）
田中稔一	567,218	17,496	499		可決（94.91％）
第6号議案				（注）3	
樋口浩毅	553,902	30,809	499		可決（92.68％）

- （注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上